

函館市建設工事低入札価格調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した落札者となるべき者（以下「落札予定者」という。）を、調査のうえ落札者とししない場合の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 前条の調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、函館市建設工事総合評価落札方式試行実施要領第2条に規定する総合評価落札方式により入札を行う工事とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象工事の予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、調

査基準価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(調査基準価格の記載)

第4条 対象工事に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告等、適宜の方法により周知するものとする。

(落札の保留)

第6条 開札の結果、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、入札執行者は、当該入札の立会人に対して落札の保留を宣言し、政令第167条の10の2第2項の規定により、落札者については、後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条の規定により落札を保留したときは、入札執行者は、当該工事に係る工事担当課長(以下「工事担当課長」という。)等とともに、落札予定者によりその入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて低入札価格調査を行う。

2 低入札価格調査の方法は、別紙1に掲げる調査事項のうち必要な事項について、落札予定者からの事情聴取および関係機関への照会等により行うものとする。

3 低入札価格調査を実施する場合は、あらかじめ対象者に対し、調査の対象であることおよび前項に規定する必要な事項に係る資料等の提出期限を通知するものとする。

4 前項に規定する資料等の提出を拒むなど低入札価格調査に非協力的であると認められる場合は、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく必要な措置等を講ずるものとする。

(失格の判断基準)

第8条 低入札価格調査において、落札予定者によりその入札価格によ

っては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため、失格と判断する基準を設けるものとする。

2 前項に規定する基準となる価格は、対象工事の予定価格算出の基礎となった各費用について、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 落札予定者から提出された別紙1記載の工事費内訳の各費用の額のうちいずれかが前項に掲げる額を下回る場合は、他の調査事項の調査を経ずに当該落札予定者を落札者とししないものとする。

(調査結果の報告)

第9条 入札執行者は、低入札価格調査の結果（前条第3項の規定により落札予定者を落札者とししない場合を除く。）を、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(委員会による審査等)

第10条 委員会は、入札執行者から前条の報告を受けたときは、その内容について審査を行う。

2 委員会は、次の職にある者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 財務部長

(4) 土木部長

(5) 都市建設部長

(6) 港湾空港部長

3 委員会の委員長は、財務部に関する事務を担当する副市長をもって充て、副委員長は、他の副市長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職

務を代理する。

- 6 委員会の会議は，必要に応じて委員長が招集する。
- 7 委員会は，委員長または副委員長および委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 審査の結果は，出席者の過半数で決定するものとし，可否同数の場合は，委員長が決定するものとする。
- 9 委員長は，必要があると認めるときは，関係職員を会議に出席させ，意見を述べさせることができる。
- 10 委員会に関する事務は，財務部において行う。

(落札者の決定等)

第11条 前条に規定する審査の結果，落札予定者によりその入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは，入札執行者は，当該落札予定者を落札者として決定し，その旨を当該落札予定者に通知するとともに他の入札者に対しては，当該落札予定者が落札者となったことを適宜の方法により通知するものとする。

- 2 前条に規定する審査の結果，落札予定者によりその入札価格によっては，契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときおよび第8条第3項の規定により落札予定者を落札者としなないときは，入札執行者は，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位入札者」という。）を落札者として決定する。ただし，次順位入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は，当該次順位入札者について第7条から前項までの規定を準用する。
- 3 前項ただし書に規定する場合において，次順位入札者を落札者として決定しないときは，同項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- 4 第2項の規定により次順位入札者を落札者として決定したときは，入札執行者は，落札予定者に対して落札者とならないことを通知し，次順位入札者に対しては，落札者となったことを通知するとともに他の入札者に対しては，当該次順位入札者が落札者となったことを適宜

の方法により通知するものとする。

- 5 前条に規定する審査の結果、落札予定者を落札者とし不在の場合において次順位入札者が存在しないときは、再度入札を行うことができるものとする。この場合は、低入札価格調査の対象となった者は、再度入札に参加することができないものとする。

(監督体制の強化等)

第12条 低入札価格調査の対象者と建設工事の請負契約を締結したときは、監督体制の強化等の措置をとるものとする。

- 2 前項に規定する措置は、次に掲げる事項とする。

(1) 施工体制台帳の提出およびその内容のヒアリング

工事担当課長は、請負人に対して施工体制台帳の提出を求めるものとし、その際、必要に応じて現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

工事担当課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際し、必要があると認めるときは、現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

工事監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立ち会うことを原則とし、入念に行うものとする。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳および施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているか併せて確認するものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取するものとする。

(4) 施工現場の調査

工事担当課長は、安全な施工の確保および労務者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として複数の検査員が行うものとする。

また、抜き打ち検査を行うことがあるものとする。

- 3 請負契約の締結に当たっては、前項第1号および第2号に規定する事項について、特約条項として別紙2のとおり契約書に追加するものとする。

(委任)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

別紙 1

調 査 事 項

- 1 工事費内訳
- 2 見積理由
- 3 契約対象工事現場付近における手持工事の状況
- 4 手持資材の状況
- 5 資材購入先および購入先と入札者との関係
- 6 手持機械の状況
- 7 労務者の具体的供給見通し
- 8 過去に施工した公共工事の状況
- 9 信用状況に関する事項
 - (1) 主要取引金融機関
 - (2) 対象工事に係る契約保証
 - (3) 建設業法違反の有無
 - (4) 賃金不払い，下請負代金の支払遅延状況の有無
 - (5) 労働基準法，労働安全衛生法等違反の有無
 - (6) 信用状況で特記すべき事項
- 10 下請予定業者の状況
- 11 その他参考となる事項

別紙 2

別紙（特約条項）

（施工体制台帳の提出およびその内容のヒアリング）

第〇条 受注者は、施工体制台帳を作成した場合（変更した場合を含む。）において、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の施工体制台帳の内容について、発注者からヒアリングを求められたときは、現場代理人等がこれに応じなければならない。

（施工計画書の内容のヒアリング）

第〇条 受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、発注者からその内容についてヒアリングを求められたときは、現場代理人等がこれに応じなければならない。